

廃プラスチックボトルの分別収集

これまで高島地域のみで実施していましたシャンプー容器等のプラスチックボトルの分別収集を、4月から全市域で取り組んでいます。



▼収集方法

- ・収集場所(拠点)に設置した収集袋(白色ネット袋)に入れてください。
- ・収集袋は収集場所に常設しています。(ごみカレンダー)での指定日はありません。

※各支所への搬入は、執務時間内をお願いします。

- ・キャップやポンプを外し、きれいに洗って乾かしてから出してください。
- ※汚れていたり、中身が残っているトリサイクルができません。

▼収集場所(拠点)

市役所本庁、各支所、今津東コミュニティセンター、今津北コミュニティ

▼収集対象品目

- ・シャンプー容器、家庭用洗剤の容器、うがい薬の容器、食品用ボトル(サラダ油、ドレッシング、乳酸菌飲料等)など



ボトル:○○

高島市環境審議会委員を募集します

環境の保全に関して、基本的事項を調査・審議していただく環境審議会委員を募集します。

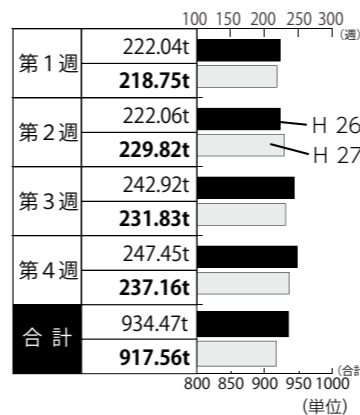
【任期】平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間

【応募締切】5月13日(金)

【申込方法】応募用紙に必要事項を記入し、環境政策課へ提出してください。(応募用紙・応募要領は環境政策課にあります。)

詳しくはホームページまたは応募要領をご覧ください。

3月の燃やせるごみの収集量



環境センターに収集された「燃やせるごみ」は、3月の収集量が前年度同月に対して**16.91t (1.8%)**減少しました。引き続き、分別や減量にご協力ください。

4月16日までの補助金申請受付状況

- 電気式生ごみ処理機 807件
- コンポスト 423件
- 事業所用(大型)生ごみ処理機 20件



STOP!

マタニティハラスメント

「マタニティハラスメント(マタハラ)」とは、働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇い止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのことです。

出産したら会社を辞めてくれ

また休むの!?

子どもがいると休めていいね



こんなことを理由として

- ・妊娠した、出産した
- ・妊婦健診を受けに行くのに仕事を休んだ
- ・つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- ・産前、産後、育児休業をとった
- ・子どもが病気になる、看護休暇をとった
- ・育児のために残業や夜勤の免除を申し出た など

こんな扱いを受けたら法違反(※)です

- ・解雇された
- ・退職を強要された
- ・契約更新がされなかった
- ・正社員からパートになれと強要された
- ・減給された
- ・普通ありえないような配置転換をされた など

※男女雇用機会均等法および育児・介護休業法

相談窓口から もはいい!ニッコリ

☆消費生活相談は【消費者ホットライン ☎188】へ音声ガイダンスが流れ郵便番号を入力すると、最寄りの相談窓口につながります。つながった時点から通話料金がかかります。

消費生活センターのご案内

市役所本庁1階で、平日8時30分から17時まで開設しています。お気軽にご利用ください。

○「消費生活センター」ってどんなところ?

▶消費者から悪質商法、訪問販売・通信販売等のトラブルや消費生活に関する困りごとなどの相談を受け、問題解決に向けたお手伝いをしています。

例えば:

- ・「訪問販売で契約してしまった。クーリングオフの方法は?」
- ・「電話勧誘を断ったのに商品が届いた。どうしたらいい?」
- ・「アダルトサイトに登録してしまった。料金の支払いは?」
- ・「民事訴訟を通知するメールが届いた。どうなるの?」
- ・「借金を整理したい」 など

▶悪質商法や特殊詐欺による被害の未然防止のために、街頭での呼びかけや広報誌による啓発、出前講座を行っています。

○相談するときは

- ▶トラブルになったらできるだけ早く相談しましょう。
- ▶契約書や領収書などがあれば手元に用意しましょう。

○周りに消費生活トラブルに あっている人がいたら

- ▶声をかけて消費生活センターへの相談を勧めましょう。
- ▶本人からの相談が困難な場合は、本人の承諾を得たうえでご相談ください。

☎生活相談課 ☎(25) 8125
(消費生活センター)